

男鹿市告示第90号

男鹿市第5期風しん予防接種費用助成要綱を次のように定める。

令和7年7月1日

男鹿市長 菅原 広二

男鹿市第5期風しん予防接種費用助成要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、抗体価の低い世代の男性に対し風しんの発生及びまん延を防止するため、風しん予防接種に要する費用を助成することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 風しん抗体検査とは、赤血球凝集抑制法、酵素免疫法、蛍光酵素免疫法、ラテックス免疫比濁法、化学発光酵素免疫法及び蛍光免疫測定法のいずれかとする。

2 風しん予防接種とは、麻しん・風しん混合ワクチンによる予防接種とする。

(対象者)

第3条 この事業の対象者は、市内に住所を有する昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までに生まれた男性で、令和7年3月31日までに風しん抗体検査を実施し、当該検査により予防接種が必要と認められた者とする。

(実施方法)

第4条 風しん予防接種を希望する者は、実施機関に事前に予約を行い、風しん抗体検査結果、本人確認書類を持参しなければならない。

(費用の助成)

第5条 風しん予防接種に要した費用の全額を助成するものとする。

2 助成回数は、一人につき1回を限度とする。

(助成の申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、原則として風しん予防接種を実施した日の属する年度の末日までに、男鹿市第5期風しん予防接種費用助成申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 風しん抗体検査結果の写し

(2) 風しん予防接種予診票の写し

(3) 風しん予防接種に要した費用が明記された領収書の写し

2 市長は、助成の実施及び審査のため必要があると認めたときは、助成申請書の記載事項について、申請者及び実施機関に対して聴取できるものとする。

(助成の決定)

第7条 市長は、前条第1項の申請書の提出があったときは、内容を審査の上、助成することを決定したときは、男鹿市第5期風しん予防接種事業承認決定通知書（様式第2号。以下「承認通知」という。）により、助成しないことを決定したときは、理由を付して男鹿市第5期風しん予防接種事業不承認決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(助成金の請求)

第8条 承認通知を受けた申請者は、速やかに請求書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

(助成金の支給)

第9条 市長は、請求書の提出があったときは、指定された申請者の金融機関口座を通じて助成金を支給するものとする。

(助成金の返還)

第10条 申請者が、本告示に違反し、その他不正な行為により助成金の支給を受けた場合は、助成金を返還しなければならない。

(健康被害の救済措置)

第11条 被接種者に健康被害が生じた場合は、予防接種法（昭和23年法律第68号）第15条に基づき救済手続を行うこととする。

(関係帳簿の整備)

第12条 市長は、男鹿市第5期風しん予防接種事業申請台帳（様式第5号）を備え、必要な事項を記載しなければならない。

(広報活動等)

第13条 市長は、本事業の円滑な実施及び市民への周知等のために必要な広報活動等を行うこととする。

(補則)

第14条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

(旧要綱の廃止)

2 男鹿市風しん抗体検査及び第5期風しん予防接種事業実施要綱（令和元年男鹿市告示第3号）は、廃止する。

(この告示の失効)

3 この告示は、令和8年3月31日限りその効力を失う。